

子どものしあわせのために

* 児童扶養手当制度

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障害があり、その子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。

手当の支給は子どもが18歳になった年の年度末(3月31日)までです。また、父または母に一定の障害がある場合は子どもが20歳になるまでです。

所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限があります。

* 特別児童扶養手当制度

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

問合せ 住民福祉課 福祉・年金担当 ☎82-1226

国民年金保険料免除等の申請について

保険料を納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

「保険料免除制度」 所得の減少や失業などで保険料を納めることが困難なときに申請し、認められると保険料の納付が全部または一部免除となります。申請者本人(被保険者)・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が審査の対象となり、所得に応じて次のような免除となります。

①全額免除 ②4分の3免除 ③半額免除 ④4分の1免除

※一部免除となった方は、一部納付保険料を納付する必要があります。納付書は承認通知書が合わせて日本年金機構から送られてきますので、期限内に納付してください。

「納付猶予」 50歳未満の方(学生を除く)は申請により保険料の全額の納付が猶予されます。申請者本人および配偶者それぞれの前年所得が審査の対象となります。

申請免除等の承認期間と申請時期について

免除申請の承認期間は原則7月から翌年6月までです。

令和4年度の免除申請は7月1日から申請可能です。

また、申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請することができます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎0494-27-6560

住民福祉課 福祉・年金担当 ☎82-1226



産業観光課からのお知らせ

東秩父村地域応援商品券使用期限のお知らせ

6月に配布いたしました、地域応援商品券の使用期限についてお知らせします。

■使用期限 11月30日(水)まで

※12月以降は利用できませんので、お早めにご利用をお願いします。

■券 種 住民1人あたり1万円分(500円券×20枚)

■取扱加盟店 特定事業者として登録された村内事業者

※取扱加盟店については東秩父村ホームページまたは、産業観光課にてご確認ください。

■問 合 せ 産業観光課 商工観光担当 ☎82-1223